

■ 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外

建設工事に伴い生ずる廃棄物（環境省令で定めるものに限る。）について書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなして、許可なく建設廃棄物を運搬することができます（法第21条の3第3項関係）。

● 下請負人が許可なく建設廃棄物を運搬することができるのは、次のいずれにも該当するものでなければなりません。

- ① 次のいずれかに該当する工事に伴い生ずる廃棄物であること。
 - ア 解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事（維持修繕工事）であって、その請負代金の額が500万円以下の工事。
 - イ 引渡しがされた建築物その他の工作物の瑕疵の補修工事であって、その請負代金相当額が500万円以下の工事。
- ② 特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。
- ③ 1回当たりに運搬される量について、巻尺その他の測定器具を用いて簡易な方法により1 m³以下であることが測定できるもの又は1 m³以下であることが明確な運搬容器を用いて運搬するものであること。
- ④ 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は隣接する都道府県の区域内に存し、元請業者が所有権又は使用する権原を有する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に運搬されるものであること。

なお、使用する権原を有する施設とは、元請業者が第三者から貸借している場合のほか、下請負人又は中間処理業者から貸借している場合も含まれること。また、元請業者と廃棄物の処理の委託契約をした廃棄物処理業者の事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に、下請負人が当該廃棄物を運搬する場合についても、元請業者が使用する権原を有する施設に運搬されるものであると解釈されること。
- ⑤ 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないものであること。

※なお、下請負人がこれらの廃棄物を運搬する場合には、運搬する廃棄物の種類、数量等を記載した書面及び当該運搬が法第21条の3第3項に基づくものであることを証する書面を備え付けなければなりません。

※この際のマニフェストの取扱いについては、環境省ホームページで公開されている「産業廃棄物管理票制度の運用について（通知）」を参照してください。

https://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/index.html

■ 事業者が建設工事に伴い生じた産業廃棄物を保管する場合の届出制度

事業者は、建設工事現場以外の場所において、建設工事に伴い生じた産業廃棄物の保管を自ら行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事又は政令市長に届け出る必要があります（法第12条第3項、第12条の2第3項関係）。

保管の用に供される場所（囲いの内側）の面積が300 m²以上の場所で行われるものである場合は、あらかじめ、その旨を都道府県知事又は政令市長へ届け出なければなりません。

ただし、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る事業の用に供される施設において行われる保管、都道府県知事等の許可を受けて設置した産業廃棄物処理施設において行われる保管及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管については、これらの保管場所を都道府県知事等が既に把握していることから、届出の対象外となります。

また、非常災害のために必要な応急措置として産業廃棄物の保管をした場合においては、保管を開始した日から14日以内に、その旨を都道府県知事又は政令市長へ届け出て下さい。

2 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下この項目では「法」という。）では、一定規模以上の工事（**対象建設工事**）について、**特定建設資材廃棄物**を基準に従って工事現場で分別（分別解体等）し、再資源化等することが義務付けられています。

（義務付けは、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等に限られます。）

ただし、**指定建設資材廃棄物**（木材が廃棄物となったもの）については、再資源化施設までの距離が遠いなど、経済性等の制約が大きい場合には、再資源化に代えて縮減を行えば足りることとされています。

また、適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため、発注者による工事の事前届出や元請業者から発注者への事後報告、現場における標識の掲示などが義務付けられ、受注者への適正なコストの支払いを確保するため、発注者・受注者間の契約手続きが整備されています。

（1）一定規模以上の工事（対象建設工事）（法第9条、施行令第2条）

工 事 の 種 類	規 模 の 基 準
建築物の解体	床面積の合計が80㎡以上
建築物の新築・増築	床面積の合計が500㎡以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム）	請負代金の額が1億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事）	請負代金の額が500万円以上

（2）特定建設資材廃棄物（法第2条、施行令第1条）

- ① コンクリート
- ② コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③ 木材
- ④ アスファルト・コンクリート

（3）分別解体・再資源化の発注から実施への流れ

- ① 受注者から発注者への説明（元請業者の義務）（法第12条第1項）

対象建設工事の元請業者は、発注者に対し、建築物等の構造、工事着手時期及び工程の概要、分別解体等の計画等について書面を交付して説明しなければなりません。
- ② 契約（法第13条）

発注者が元請業者と交わす対象建設工事の契約書面においては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用や、再資源化のために特定建設資材廃棄物を持ち込む予定の施設の名称等を明記しなければなりません。
- ③ 事前届出（発注者の義務）（法第10条第1項）

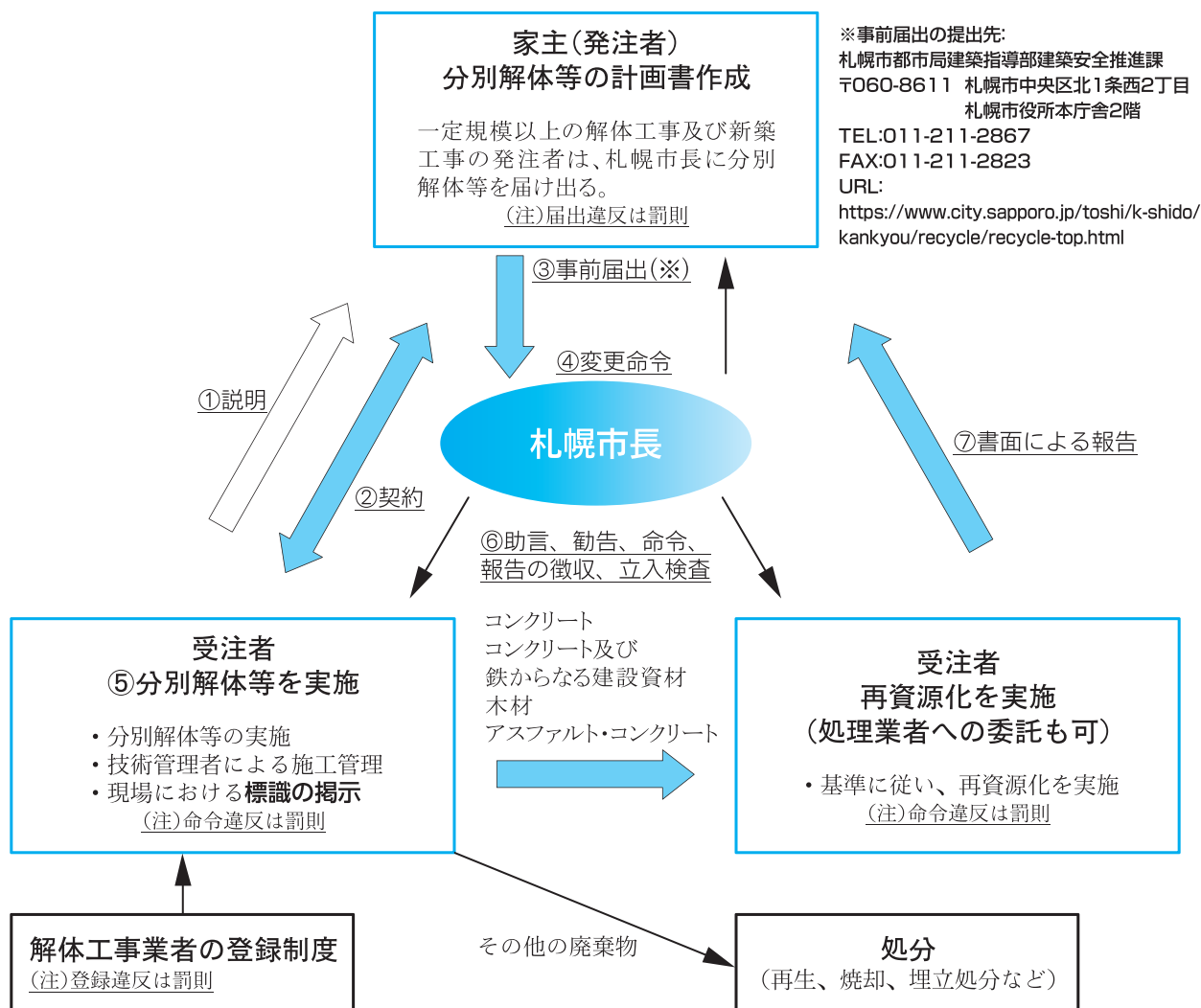
発注者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、札幌市長に届け出なければなりません。
- ④ 変更命令（法第10条第3項）

発注者の届出に係る分別解体等の計画が基準に適合しないと認められる場合、札幌市長は変更命令を行うことができます。
- ⑤ 分別解体の実施、技術管理者の配置、標識の掲示（法第9条、法第31条、法第33条）

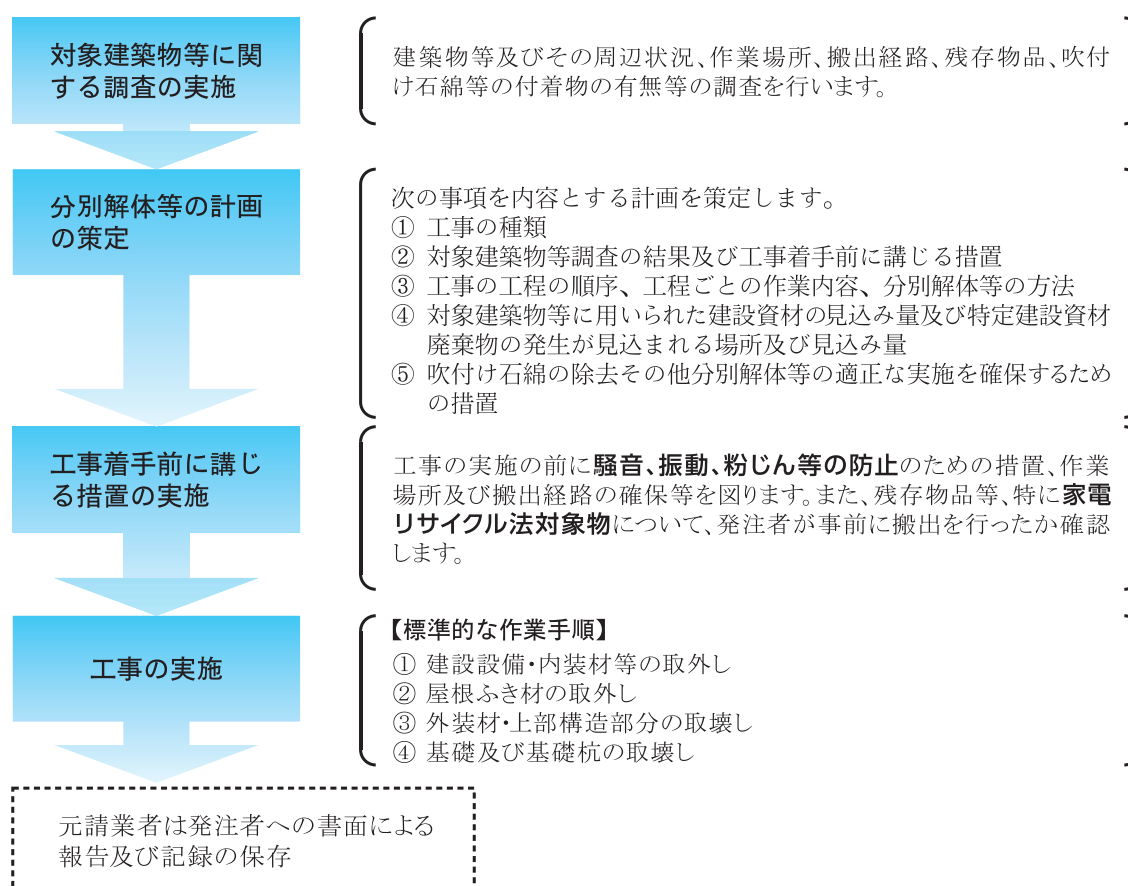
分別解体等、再資源化等の実施にあたっては、解体工事業者は、解体工事現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければなりません。また、工事施工を管理する技術管理者の配置が必要となります。なお、建設業許可業者が工事を行う場合は、建設業法に基づく標識の掲示や技術者の配置が必要となります。
- ⑥ 助言、勧告、命令、報告の徴収、立入検査（法第14条、法第15条、法第19条、法第20条、法第37条、法第42条、法第43条）

札幌市長は、受注者に対し、分別解体等の適正な実施を確保するため必要と認める場合は、助言、勧告、命令、報告の徴収、立入検査を行うことができます。
- ⑦ 書面による報告、記録の保存（法第18条）

元請業者は再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成・保存しなければなりません。



(4) 分別解体等実施の手順 (法第9条第2項、施行規則第2条)



■ 残置物の処理について

建築物の解体に伴い生じた廃棄物については、その処理責任は当該解体工事の発注者から直接当該解体工事を請け負った元請業者にあります。一方、建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（残置物）については、その処理責任は当該建築物の所有者等にあります。このため、建築物の解体を行う際には、解体前に当該建築物の所有者等が残置物を適正に処理する必要があります。

● 罰則一覧

法第48条 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

1号	無登録営業	21条(1項)	登録を受けずに解体工事業を営んだ者
2号	不正の手段による登録取得	21条(1項)	不正の手段によって登録を受けた者
		21条(2項)	不正の手段によって登録の更新を受けた者
3号	事業停止命令違反	35条(1項)	事業の停止の命令に違反して解体工事業を営んだ者

法第49条 50万円以下の罰金

措置命令違反	15条	分別解体等の適正な実施に係る措置命令に違反した者
	20条	再資源化等の適正な実施に係る措置命令に違反した者

法第50条 30万円以下の罰金

措置命令違反	10条(3項)	分別解体等の計画の変更に係る措置命令に違反した者
登録事項変更届出義務違反	25条(1項)	解体工事業者の登録事項の変更に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者

法第51条 20万円以下の罰金

1号	対象工事届出義務違反	10条(1項)	対象工事の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
		10条(2項)	対象工事の変更の届出をせず、又は虚偽の変更の届出をした者
2号	登録取消等通知義務違反	29条(1項)	登録の取消し等の場合に通知をしなかった者
3号	技術管理者選任義務違反	31条	技術管理者を選任しなかった者
4号	報告拒否	42条	求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした者
5号	立入検査拒否・妨害・忌避	37条(1項)、43条(1項)	立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

法第53条 10万円以下の過料

1号	報告記録・保存義務違反	18条(1項)	再資源化等の実施状況に関する記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者
2号	廃業等の届出義務違反	27条(1項)	廃業等の届出を怠った者
3号	標識掲示義務違反	33条	標識を掲げない者
4号	帳簿備付け・記載・保存義務違反	34条	帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者